川崎市選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程

（趣旨）

第１条　この規程は、川崎市多摩区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が保有する情報資産をさまざまな脅威から保護するため、情報セキュリティに関する基本的な方針を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）情報　委員会の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をいう。

（２）ネットワーク　電子計算機を相互に接続し、情報を伝送するための通信回線網その他の仕組みをいう。

（３）情報システム　ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成され、情報の処理を行う仕組みをいう。

（４）情報資産　情報及び情報システム並びにこれらに関連する施設、設備等をいう。

（５）情報セキュリティ　情報資産に係る機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

（６）機密性　アクセスすることを認められた者に限り、アクセスできる状態をいう。

（７）完全性　破壊、改ざん、消去等をされていない状態をいう。

（８）可用性　アクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、アクセスできる状態をいう。

（９）アクセス　情報資産に接触するあらゆる行為をいう。

（対象とする脅威）

第３条　情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

（１）不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

（２）情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

（３）地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

（４）大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

（５）電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

（適用範囲）

第４条　この規程は、委員会が保有し、又は外部委託する情報資産を使用する全ての職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第３条に規定する一般職及び特別職の職員をいう。以下同じ。）に適用する。

（職員の遵守義務）

第５条　職員は、第１条に定める趣旨及び情報セキュリティの重要性について認識を持ち、業務の遂行に当たって本規程を遵守しなければならない。

（情報セキュリティ責任者等の設置）

第６条　この規程の目的を達成するため、情報セキュリティ責任者及び統括情報管理責任者を置く。

２　情報セキュリティ責任者及び統括情報管理責任者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる職にあるものを充てる。

（１）情報セキュリティ責任者

多摩区選挙管理委員会事務室書記長

（２）統括情報管理責任者

多摩区選挙管理委員会事務室書記次長

（情報セキュリティ責任者の責務）

第７条　情報セキュリティ責任者は、統括情報管理責任者を総括し、この者に対し情報セキュリティに関する事項に関して指示及び指導を行う。

（統括情報管理責任者の責務）

第８条　統括情報管理責任者は、情報セキュリティ責任者を補佐するとともに、委員会内の情報セキュリティ対策を実施するため、委員会の情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

（情報セキュリティ対策）

第９条　脅威から委員会の情報資産を保護するための情報セキュリティ対策は、次のとおりとする。

（１）情報セキュリティに関し、職員が遵守すべき事項を定めるとともに十分な研修及び啓発を行う等の人的な対策

（２）情報システムを管理する施設への不正な立入りによる危害、妨害等から情報資産を保護することを目的とした入退室の管理等の物理的な対策

（３）不正なアクセス等から情報資産を保護することを目的としたアクセスの制御、ネットワークの管理、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的な対策

２　前項の情報セキュリティ対策は、情報資産を機密性、完全性及び可用性の内容に応じて分類し、当該分類に基づいて実施するものとする。

３　第１項に掲げるもののほか、情報システムの監視の実施、情報セキュリティ対策の実施状況の確認及び情報資産への侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するための緊急時対応計画の策定を行うものとする。

（情報セキュリティ自己点検及び監査の実施）

第１０条　統括情報管理責任者は、情報セキュリティ対策の実施状況を検証するため、情報セキュリティに関する自己点検を実施するものとする。

２　統括情報管理責任者は、必要に応じて、情報セキュリティ監査を実施することができる。

（本規程の見直し）

第１１条　情報セキュリティ責任者は、本規程について自己点検及び監査の結果並びに情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、必要があると認めた場合、その見直しを行うものとする。

（委任）

第１２条　この規程に定めるもののほか、この規程に関し必要な事項は、情報セキュリティ責任者が定める。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。